平成２９年（フ）第５７号
兵庫県明石市西新町２丁目12番22号　メゾン・ド・ローリエ102号
債務者　杉野真優子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４号
山形県最上郡戸沢村大字古口3001番地の66
債務者　富樫　直人
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第７号
山形県新庄市大字泉田字泉田386番地
債務者　阿部　　勇
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１２号
山形県最上郡最上町大字大堀759番地の11、前住所山形県最上郡最上町大字大堀785番地の15
債務者　井上　咲子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第３３５号
神戸市北区唐櫃台４丁目９番３号
債務者　宮園　直美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８０号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番１－504号、従前の住所神戸市須磨区白川台２丁目45番地の２　白川台住宅３－403号
債務者　小栗　龍男
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６号
佐賀市巨勢町大字牛島93番地15　めぞんどう亀川201号
債務者　山下　　香
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
佐賀市大財４丁目４番50号　川崎アパート１－１
債務者　中原　洋一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目48番18号　東横マンション１Ｆ－右
債務者　山川登美子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１９２号
熊本県上益城郡益城町大字古閑17番地４　パナハイツ益城202号、前住所熊本市中央区黒髪５丁目34番34号　ナツ黒髪102
債務者　佐藤　祐樹（旧姓室田）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市池上４丁目16番17号　サンシャインコーポ102
債務者　吉井　孝之
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市池上４丁目５番11号
債務者　和田　信一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８３号
和歌山市黒田２丁目５番25－403号　グリーンマンションⅠ
債務者　岩井あゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
和歌山県海南市多田59番地１
債務者　橋本喜瑳代
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
和歌山市舟津町２丁目１番地　プリシェールＫ３号棟111号
債務者　川西　澄子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
和歌山市福島572番地87
債務者　佐武　顕司
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係